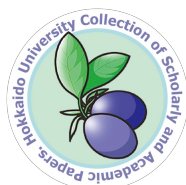




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	いわゆる「経験法学」の可能性あるいは不可能性（２）－川島教授の最近の諸論文に対する二、三の歴史的コメント－
Author(s)	守屋, 正通; MORIYA, Masamichi
Citation	北大法学論集, 32(1), 115-150
Issue Date	1981-09-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16359
Type	departmental bulletin paper
File Information	32(1)_p115-150.pdf



いわゆる「経験法学」の可能性

あるいは不可能性（二）

——川島教授の最近の諸論文に対する二、三の歴史的コメント——

守 屋 正 通

目 次

第一章 問題への導入

一 「経験法学」

二 川島教授の法概念論

二・一 法社会学の課題と方法 (以上三一巻三・四合併号)

二・二 法的社会制御のモデル (以上本号)

第二章 操作主義

一 ブリッジマンの操作主義

一・一 初期のブリッジマン

一・二 後期のブリッジマン

一・三 批判的分析(1)―現実的操作

一・四 批判的分析(2)―理論

二 アインシュタインの科学理論と科学論(以下細目略)

三 科学の言語

四 法学的リアリスト

第三章 法言語の形式化と自然主義的誤謬

第四章 多世界モデルと実証

第五章 結び

二・二 法的社会制御のモデル

(一) 川島は以上のような構想と方法論に基づいて、法の社会学的理論モデルを提案する。必要なことは、(1)まず法の機能的目的(機能的必要)を決めること、(2)「法」の操作的定義のために、観察可能な社会的モデルを定めること、(3)そしてこのモデルの上に法の一般的理論モデルを築くことである。第一の点について、川島は、社会の規範的制度が一般に社会制御という機能目的をもつ社会システムであることを基礎にして、特殊な法的な社会制御を目的とするシステムはいかなるものか、を決めてゆく。第二の点については、そのようなシステムを操作的に定義するために、「観察可能な」相互的社会行為のシステムに社会的モデルを求める。そして第三に、そのような相互的社会的行為のシステムの中で、一般に社会制御が、特殊的には法的社会制御が、どのように行われるかを分析することによって、法の理論モデル

を作り、「法」の一つの操作的定義を提案したのである。これが「法の社会制御モデル」あるいは「法の構造モデル」と云われるものであるが、川島はさらに、法の機能的目的が、どのような過程を通して実現されるかを分析することによって、「法の機能モデル」あるいは「法の紛争モデル」の一つを示した。⁽¹⁾ここに「社会制御」とか「社会的行為」とかは、先に触れたように、分析用具として構成された「公準による概念」であって、「社会的制御」は「ある主体(社会的行為の主体)が何らかの社会的行為をなすことによって、他の主体の行為に変化を生じさせる過程」として規定され、「社会的行為」はそれとしては規定されていないが、制御の対象としての諸個人の生理的、遺伝的条件から区別して、これらを、社会制御の分析次元からは捨象している。それは社会制御という現象を社会的行為の次元で分析することが、とりわけ有用であるからである。⁽²⁾以下ではまず、——ここでも随時コメントを加えながら——法の社会制御モデルだけを祖述する。

(一) 川島は、まず二人社会の相互行為システムを基礎にして社会制御の原型モデルを作り、「サンクション」および「調整行為」の概念を逐次導入する。相互行為システムは簡単な記号を用いて表記されるが、ローマン活字の大文字で行為主体を、小文字で行為主体の行為をあらわす。添字は行為主体の番号である。⁽³⁾

A 「一般的」社会制御の原型モデル

(1) サンクション

$$I_1(a_1) \rightarrow I_2(a_2 \rightarrow a_1)$$

(1)

これは、「主体 I_1 が I_2 に対して行為 a_1 をなしたとき、これを認知して(↓)、 I_2 は I_1 に対して、 a_1 に対応する(↓)反応行為 a_2 をする」と読む。反応行為は、 I_2 が I_1 の行為 a_1 を「是認」して行われるときもあり、「否認」して行われるときもある。是認と否認との双方を含む上位概念をあらわすものとして、術語「サンクション」を定める。 I_2 の反応行為

a_2 は I_1 に対する「飴」であるときもあり、「鞭」であるときもある。サンクションには肉体的、心理的、経済的サンクションなどがある。⁽⁴⁾

ここで注目される点は次の諸点である。第一に、各個人はこの段階ですでに、サンクションという社会的に意味のある行為を行う。第二に、この段階では、サンクションは相互的である。すなわち、それぞれの主体は相手に対して（相互に）サンクションを与えることができる。第三に、サンクションという社会的行為が行われ、社会的役割がある意味ですでに遂行されるが、その役割分担はなお相互的で、役割担当は特定していない。サンクションは相互的であってサンクションの決定は社会的に拡散しており、役割はなお十分構造化していない。従ってこの段階では、サンクションは法の機能的目的に逆行する規範的予期の表出ともなりうる。社会的に承認された追加的機制による制御がなされないかぎり、こうした相互的なサンクションが、社会的紛争を鎮静化し調整するという法の機能的に逆行する結果をもたらしうることは明らかである。ここで自力救済と血讐の連鎖反応をくい止めるには、ただ紛争当事者の間の血の教訓と腹づもりを当てにすることができるだけである。⁽⁵⁾以後、「サンクション行為」をsであらわす。

(2) 調整行為

$$I_1(a_1) \Rightarrow I_2(a_2 \rightarrow a_1) \Rightarrow I_1(a_3 \rightarrow a_2)$$

(2)

新しい要素は第三項である。第三項は「 I_1 は（ I_2 のサンクションを認知して、） I_2 に対して、サンクション a_2 に対応する反応行為 a_3 をする」と読む。 I_1 の反応行為 a_3 には二つの様態がありうる。第一に、 I_1 が、 I_2 のサンクション行為に対して自分の「行為を調整」した場合であって、「 I_2 の期待にそう場合である。」この場合には、「サンクションが機能した」と云う。第二に、 I_1 が I_2 のサンクションに対して調整行為をしない場合であって、「 I_2 の期待にそわない場合である。」この場合「サンクションは機能しなかった」と云う。しかし、「サンクションが機能しない」場合としては、 I_1 が

I_2 のサンクシヨ(例えば I_2 が I_1 の悪口を云っていること)を認知しなかったときにも起りうる。今後「調整行為」を c で表わす。⁽⁶⁾

ここで注目されるのは次の諸点である。第一に、右の(1)のモデルと類比的に、 a_3 は I_2 に対する I_1 のサンクシヨ行為でありうる。にもかかわらず a_3 を a_2 (つまり、 s)に対する調整行為と考えるのは、 I_2 にサンクシヨの役割を想定するかぎりにおいてである。第二に、それにもかかわらず、この段階では、なおサンクシヨの役割分担が、 I_1 と I_2 で対称的である。従って具体的に反応行為をサンクシヨとしてなすか、非調整行為としてなすかは、各当事者の選択にまかされている。またこの行為の解釈者にとっても、この行為は非調整行為、あるいはサンクシヨ行為の何れとしても解釈できる。

B 「一般的」社会制御の変型モデル

次に四個の変型モデルが導入される。これら四個の変型モデルを原型モデルと区別する共通の要素は、予期サンクシヨ(anticipated sanction)^{*}すなわち、現実に行われた「現実サンクシヨ」(原型モデルの場合)ではなく、将来生起するであろうと予期されるところの仮定的サンクシヨが導入されていることである。かかるサンクシヨを認知することによって、社会制御をうける主体は、調整行為をすることが期待されているのである。

(3) 第一変型

$$(I_2(a_1) \rightarrow I_2(s)) \rightarrow I_1(c)$$

(3)

ここでは、制御者 I_2 と被制御者 I_1 の他に不特定の第三者 I_3 が導入される。(3)式は「不特定第三者 I_3 が a_1 という社会行為をし、 I_2 がこれに対してサンクシヨを加えたことを認知して、 I_1 は調整行為 c をなす」と読む。⁽⁷⁾

(4) 第二変型

$$[I_1(a_1) \supset I_2(s)] \supset I_1(c) \quad (4)$$

「 $\supset$ 」では象徴的相互行為 (symbolic interaction) の概念が導入され、シンボルによる情報 (この場合には、 I_1 の行為 a_1 に対して I_2 がサンクシヨンを加えた、という事実の情報) が「 $\supset$ 」で示される。(4) 式は「 I_1 の行為 a_1 に対して I_2 がサンクシヨンを加えた」というシンボルによる事実情報が、 I_1 に認知されて、 I_1 は調整行為 c をする」と読む。⁽⁸⁾

(5) 第三変型

$$[I_1(a_1) \supset I_2(s)] \supset I_1(c) \quad (5)$$

ここではシンボルによる情報の内容が、二つの点で一般化されているのが特徴である。第一に、第二変型における第三者があるカテゴリーの行為主体 I_1 として一般化されると共に、被制御者もまたこのカテゴリーの成員としてとらえられる。第二に、制御の対象とされる行為類型が一般化され、 a_1 としてとらえられる。

シンボルによる情報の内容は、さらに、ある様式の行為に対してサンクシヨンがなされたという事実ではなく、サンクシヨンの一般的可能性を示す。これを川島は「規範情報」とよんでいる。(5) 式の規範情報の部分は「もしあるクラスの主体 I_1 が一定のカテゴリーの行為 a_1 をするならば、 I_2 はサンクシヨンを加える」と読む。⁽⁹⁾

ここで新しく導入された要素は、おそらく、記号論理学の基本的関係の一つ、実質含意を示す記号として使われているのであろう。これについては、後で一括して論ずる機会があるが、当面は、「もし……、ならば……」(if……, then……) と理解しておけばよい。

(6) 第四変型

$$O[I_1(a_1)] \supset I_1(c) \quad (6)$$

これは(5)式の規範情報「 $I_1(a_1) \supset I_2(s)$ 」を、 $O[I_1(a_1)]$ に翻訳して、置換したものである。 O は義務を表わす様相演

算子で、 $O[I_1(a_2)]$ は「 I_1 は行為 a_2 をしてはならない。」と読む。但し、 $O[I_1(a_2)]$ は正しくは $[OI_1(a_2)]$ とすべきであるように思われるが、何故川島が $O[I_1(a_2)]$ としたかはよく判らない。義務は情報の内容ではないということなのかもしれないが、それでは情報の内容は、「ある主体 I_1 がある行為 a_2 を控えている。」という事実についての命題関数にすぎず、規範情報としては不自然である。あるいは、その事実(命題関数は事実をあらわさない)ので、厳密には事実といえないが)を I_2 は義務としてうけとる、ということなのだろうか。さらに、 $[OI_1(a_2)]$ は規範情報として意味ではありえないということなのだろうか。以下の議論では(これも論理的には不完全であるが)(6)式の規範情報を $[OI_1(a_2)]$ として扱うことにする。

ところで川島は、 $[OI_1(a_2)]$ をサンクシヨンの可能性を示す情報 $[I_1(a_2) \cap I_2(s)]$ の short-hand な記号であるところの当為文章である、と述べている。⁽¹³⁾ここでは明らかに、この当為文章は $I_1(a_2)$ (入力情報)と $I_2(s)$ (出力情報)という二つの可能的事象の情報の変換方式であるとか、概念ブリッジだと云われているのではなく、そこに特別の規範的概念などが必要がないのであって、 $[OI_1(a_2)]$ は、 $[I_1(a_2) \cup I_2(s)]$ によって論理的に消去してよい、とされているように思われる。⁽¹⁴⁾果して消去できるだろうか、というのが差当って一つの問題になるが、それは暫く置いておいて、川島のモデルを最後まで見ておくことにする。

(三) 川島はこのように、成員の社会的相互行為のシステムという社会モデルの上に一般的社会制御の理論モデルを作った上で、その一つの特例の場合として特殊Ⅱ法的社会制御の理論的モデルを導入する。特殊Ⅱ法的社会制御は三つの新しい要素によって特徴づけられる。

(1) その一つは、サンクシヨンの実行(川島はこれを、「サンクシヨン執行」とよぶ)を承認するかどうか、当事者あるいは当事者以外の役割担当者にサンクシヨンの実行権限を与えるかどうかを決定する行為(川島はこれを、「サンク

「シヨソ決定」とよぶが、独立した社会的行為ないし社会過程として分化していることである。サンクシヨソの決定の分化は法の形式的合理化のための一つの要素である。こうして、サンクシヨソ主体の全体的行為〔サンクシヨソ行為〕が二つの社会的役割に分解する。〔歴史的にも、サンクシヨソ決定が専門化された役割としてまず自立する⁽¹⁵⁾〕。このようにして、サンクシヨソ執行までの過程は次の形をとる。

$$I_1(a_1) \Rightarrow I_2(d \rightarrow a_1) \Rightarrow I_2(e \rightarrow d) \quad (7)$$

ここで I_2 はサンクシヨソ決定者（以下「S」）、 d はサンクシヨソ決定、 I_2 はサンクシヨソ執行者（以下「E」）、 e はサンクシヨソ執行である。

サンクシヨソ決定の役割分化は、特殊Ⅱ法的な社会制御の機能目的、すなわち、紛争の解決という目的に従って生ずる。サンクシヨソ決定の分化は、サンクシヨソ実行について紛争があることを前提とする。サンクシヨソ決定は略して「法的決定」とよばれる⁽¹⁶⁾。

(2) 特殊Ⅱ法的社会制御を特徴づける第二の要素は、サンクシヨソ行為、特にサンクシヨソ決定に対する社会的制御の何らかの分化である。サンクシヨソ自体一つの社会行為であるから、それに対する制御が必要となりうる。法的決定に対する特殊Ⅱ法的社会制御の特質は、法的決定のための基準が、何らかの態様、程度であらかじめサンクシヨソ決定者に課せられ、規範情報および規範からの逸脱に対するサンクシヨソの情報伝達されていることである。これらの基準はここで「法的決定基準」とよばれるが、普通は「法源」とよばれるものである。

サンクシヨソ執行までの過程は次の式であらわされる。

$$I_1[f \cap d] \Rightarrow S(d) \Rightarrow E(e) \quad (8)$$

ここに、 I_1 は規範情報の送り手、 $[f \cap d]$ は「 f という事実があれば、 d という決定をせよ」（傍点、守屋）という

情報内容を表わす、と川島はいう。そしてさらに、規範情報の送り手が「誰」であるか、主権者であるか、社会的慣習であるか、社会的道理であるか、はたまた神であるかが屢々論議され、そのことによって法的決定基準の性格が左右されるかどうか、という問題があるが、この問題はここでは直接関係がない。また法的決定基準の言語による情報の明確化と厳格さが、法的決定に対する制御の要請が強まる程、強化されるが、それは、論理的推理を用いてできるだけ厳格に基準を構成するという技術を促進した。さらに、法的決定に対する社会制御は、法的決定者に対するサンクションの機構を備えることで担保される、といわれている。⁽¹⁷⁾「しかし他方、基準の教義的厳格さが、基準の社会的妥当性を低下させるというディレンマを包蔵していることは言うまでもないであろう。」

(3) 特殊Ⅱ法的社会制御の第三の特徴は、サンクション決定の役割が分化する（これは、(1)に述べられた特徴）のみならず、そのような役割の担当者の地位が、独立の社会的地位として分化することである。⁽¹⁸⁾

(四) さて、以上のように、特殊Ⅱ法的社会制御は、社会的紛争を一定の社会的基準（規範情報）とサンクションを通じて解決に導く場合（一般的社会制御）、特にサンクション決定に対する社会制御を、サンクション決定の基準の整備、「あるいは、そこで合意されるところの、法的決定基準の情報の送り手の合理的再構成——尤もこれは大部分政治的過程にぞくする——」を通じて実現し、もって、社会的紛争の解決を一層合理化する。そこで、この全体的社会制御は二つの構成部分、あるいは、二重の社会制御から成立っている。一つは(3)で述べられた、「法的決定制御」を媒介とする社会制御であって、これは(8)式であらわされている。この場合、決定基準の情報「 μ_d 」はいわゆる「裁判規範」であり、社会制御の対象は紛争当事者である。今一つの社会制御は紛争当事者のみならず、一般に社会成員の法的行為自体を、法的サンクションを媒介としながら、制御する「法的行為制御」である。この場合の社会制御は次の式であらわされる。

$$I_1[I_1(a) \cap S(s)] \not\Rightarrow \sum_{i=1}^n I_1(v) \quad (19)$$

(9)

この場合規範情報は「行為規範」とよばれているが、「これは、実際上は「裁判規範」と同じものであることが多く、機能の点で区別されるだけである。そこで規範情報の機能として、裁判規範としての機能と行為規範としての機能の何れが第一義的であるか、が問題になる。伝統的争点の一つである。」

(四) 以上が「法的制御の二重構造」とよばれているもので、これが「法の社会制御モデル」の全体構造となつてゐる。川島は既に述べたように、さらに「法の紛争モデル」を提供しているが、本稿ではその部分には触れないで、以下、これまで祖述してきた「法の社会制御モデル」で、法理学的に議論のありうる点を少し摘出してみることにする。

(1) 今、改めて(5)式と(6)式をとり出しておく。

$$[I_1(a_s) \cap I_1(s)] \not\Rightarrow I_1(c)$$

(5)

$$[OI_1(a_s)] \not\Rightarrow I_1(c)$$

(6)

(5)式と(6)式は結局は同義であるとしながら、川島は実は、第四変型(6)に対して第三変型(5)とは異質の要素を認めている。前述のように、川島は四つの変型モデルに共通する要素として、被制御者 I_1 が「予期サンクション」に基いて調整行為をすることを挙げている。そして、予期サンクションの機能は、予期サンクションの現実化の蓋然性についての信念に依存し、この信念の強さは、他の社会成員 I_1 の行為に対するサンクションの実例の直接的認知ないし間接的な情報、さらにサンクションの実現の蓋然性についての一般的情報に依存する。そしてこれらもまた様々の条件に依存する、⁽²⁰⁾という。川島は触れていないが、 I_1 の反応は予期的サンクションを避けようという何らかの動機に依存することも明らかで、社会的制御はまさにこのような「動機づけ」を期待し前提しているであろう。川島が「認知」と述べている過程

の本質的部分は、かかる動機づけである。従ってこれまでに挙げられた各モデルは、社会成員の間での動機づけの連関を表わす模式であると考えることができよう。もっとも川島は、以前のものは別として『講座』の論文では、「動機づけ」という言葉を使っていないことを、断っておく必要があるかもしれない。「動機」という観念が操作主義に馴染まないという理由で、川島はこの観念を避けたのかもしれない。⁽²¹⁾ ただ、認知を動機の一要因として扱うことは心理学でも通常行われていることで、そのことは、例えば動機づけについての「認知的理論」に明瞭にみられる。

ところが、第四変型(6)では、逸脱行動に対するサンクシヨンの種類とかサンクシヨンの有無について何も示されていない。そこで I_1 が調整行為をする蓋然性は、彼がサンクシヨンを予期するか、予期するとしていかなるサンクシヨンを予期するかに依存することになり、従って、 I_1 の調整行為への動機づけの可能性には、個人差が大きく物を言うことになる。そして「おそらく、望ましい」極限の場合として、 I_1 は何らのサンクシヨンの予期なしに、当為文章そのものに対応して調整行為へと動機づけられることがありうる(傍点、守屋)。このような蓋然性は I_1 のパーソナリティに依存するところが大きく、道徳はそのような価値合理的な行動決定様式としてのパーソナリティを形成することによって、サンクシヨンによる動機づけに加重的に、 I_1 を調整行為へと動機づける。⁽²²⁾ 要するに第四変型の特徴は、第三変型の他律的動機づけ(外発的動機づけ)に対して、自律的動機づけ(内発的動機づけ)が加わっているということである。

周知のように、「動機づけ」ということは多義的であって、⁽²³⁾ もし操作主義的に考えるのであれば、まさにそれらの意味を操作的に区別しなければならないわけである(第二章一参照)。⁽²⁴⁾ 行為者がある一定の行為(この場合には一定の調整行為)へと自己を自律的に動機づけている場合には、この行為者は自己の行為を、その行為の承認された意味に従って、すなわち、その行為を一定の類型の行為として意味あらしめる基準によって直接理由づけ、その基準によって承認されるが故に、つまりその基準の故に動機づけているのであって、他律的動機づけが、その行為の基準とは異なる動機

によって、行為者を、行為の目的に対する手段としてのその行為へと、基本的には因果的に制約することによって、動機づけるのとは異っている。

動機づけの概念と同様、動機づけの機制も極めて複雑であって、本稿ではこの問題を正面からとり上げる用意がないが、少し脇路を通して、ここに関連があると思われる二、三の問題点に触れておこう。(a) 川島は社会的制御の第四変型(6)を第三変型(5)の「特殊な場合」としているから、第四変型の場合の動機づけも第三変型の場合のその特殊な場合、あるいは限界的な場合と云わなければならない。実際、自律的動機づけ(内発的動機づけ)と他律的動機づけ(外発的動機づけ)が全く異なる要素を含むものとすれば、規範情報 $[OI, (a)]$ が $[I, (a.) \cap I_2(s)]$ の縮約的な云い換えであるという川島の考えとは内的に齟齬することになるであらう。

しかし自律的動機づけと他律的動機づけを分別することは、法的、社会制御を理解する上でも極めて重要なことであると思われる。事実川島は、他方において、価値合理的な行動決定の様式が存在し、それが「法社会学的にとって重要な意義を有する」⁽²⁶⁾ことを認めると共に、これを特に道徳と結びつけているのであるが、このような行動の決定様式が重要であるのは、動機づけの道徳的機制が、動機づけの法的機制に加重され、動機づけを強化するからだけではない。紛争の解決という機能的必要に基づいて法が社会的成員を一定の法的行為へと動機づける場合に、法的制御の内部に自律的動機の機制が存在しないならば、他律的に動機づけるための究極的な力の源泉を欠くことになり、制裁の実効性は期待できなくなるからである。社会成員の大多数、あるいは少くとも、裁判官を含む国家机关の構成員の大多数が自律的動機に従って法を遵守するのでなければ社会成員を他律的に動機づけることはできず、従って、法秩序を維持することは望み難い。これを差当って「他律的動機づけのパラドックス」あるいは「法」強制規範説のパラドックス」とよんでおく。(もとより、このことは、法的社会制御に典型的な動機づけが、何らかの他律的動機づけ、とりわけ外的制裁によ

るものであることを否定するものではない。)

従来わが国では(実定法学、とりわけ法社会学で)、この点に注意が向けられることはほとんどなかった、といつてよい。しかし諸外国では少数派ながら、この問題点あるいは類似の問題点を中心にして法思想を展開した学者がいる。⁽²⁷⁾ 例えば、川島によって批判されたハート(H. L. A. Hart)もその一人である。⁽²⁸⁾ 何れにしても、川島が「動機」を特徴づけて、「人は自分の欲望が充足されることを欲し、欲求の充足が妨げられることを避けようとする」と述べ、⁽²⁹⁾ そのさい、小室に従つて、スキナー(B. F. Skinner)・ホーレンズ(G. C. Homans)流の動機づけ仮説(道具的条件づけを中心とする、プラスまたはマイナスの強化因子による動機づけ)⁽³⁰⁾ を援用するのは、不十分であつたと思わざるをえない。「経験法学」が「裁判官法学」ではなくて「弁護士法学」でしかないと揶揄される理由の一端は、自律的動機づけと他律的動機づけの区別に失敗し、あるいは、法的動機づけにおいて他律的動機づけを中心におき、自律的動機づけを周縁に配したその動機づけの構図にあると思われる。たとえば、自律的動機づけは法的には無意味であるとか、そのような動機づけは、法的には、サンクシヨンの可能性による動機づけを基盤とし前提してのみ存立するのだと、いくらカニカルに解してみてもあまり有益なように思われない。(5)式と(6)式とは、一般的社会制御のモデルだということを思い出さねばならない。模式(6)は模式(5)と同義ではない。一步譲つて、法社会学的レヴェルでは、自律的動機づけは他律的動機づけと同じに扱おう、従つて(6)式は(5)式と法的レヴェルでは同義と読め、(規約として認めよう)、と解することはできないであらうか。これについては第三章の議論にゆずることにする。

(b) ところで、さきにも触れたように、動機づけの機制は極めて複雑であつて、ここでは、生理的レヴェルから心理的レヴェル、社会的レヴェルへ、さらには、可触的なもののレヴェルから不可触的な象徴的レヴェルにいたる多様な機制層が、重層的に構造化されている。しかも、そのような構造化は象徴過程によって担われることが多い。制約され、制

御された実験条件下での知見——それも大切であるが——のみでは往々にして漏れてしまう（制御し切れない）複雑さを秘めている。従って今日では、心理学においても、スキナーを含めての機械論的アプローチ（動因論ないし情緒換起理論）は批判される側に廻り、人間の内発的動機づけについての研究が意欲的に再開されており、また、社会学、文化人類学などでも、シンボルによる動機づけについての様々の角度からのアプローチが見られる。バルト（R. Barthes）などは、社会学は最終的には社会論理学へと合体せざるをえないであろう、とさえ言っている。⁽³³⁾

また英国出身の社会学者ダンカン（H. D. Duncan）はある書物を次のように書き出している。「社会諸科学の至る処で、われわれは社会の中の人間の繋がりは、経済、政治、性、技術、都市化あるいは宗教などによって規定されているのだということを聞かされる。しかし、象徴的諸形式がどのようににわれわれの社会生活を形造っているのかという点については、ほとんど何も言われていない。」⁽³⁴⁾と。ダンカンがこう述べているのは主としてアメリカ社会学についてであるが、「社会におけるシンボルについて充分な考察を行えないアメリカ社会学者の無能力」の原因を彼は、基本的に、四つ程挙げている。⁽³⁵⁾（ア）その一つは、象徴的なものを主観的なものと混同していることである。「社会学者たちのいうには、文学をはじめ、すべての公的な表現の形式は、われわれが自分自身に関係するデータを集めなければならなかったために、『科学的な』方法で研究することは不可能である。」⁽³⁶⁾「社会学者は生活の内容は研究するが、そのスタイルは研究しない。」⁽³⁷⁾

（イ）原因の第二は、アメリカの社会学者は、非機械論的モデルを利用する点では「訓練された無能力」を具えているので、コミュニケーションを考察することが極めて不得手なことである。社会学のすべての理論を物理学に由来する研究モデルに還元してしまうことは、社会学者が意味を扱うことを不可能にしてしまうだけである。彼らの考えでは、シンボルを社会体系の表面に存在する表面的な現象に還元してしまい、そして現実人間の動機づけを決定するのは（現

代の機械論的語法で云えば、社会体系の「歯車の噛み合い」なのだとすることになる。⁽³⁸⁾

(㉔) 第三の原因は精神と自然の二元論であるが、アメリカ社会学の中では、シンボルは経済的、政治的あるいは性的な「現実」の「仮面」ないし「反映」として記述される。もちろんこの二元論は社会思想の中できわめて古い歴史をもっており、またいかなる様式の社会分析も少くとも二つのタイプの「實在」を生み出すことはつとに認められてきた。

すなわち、第一には「社会的事実」と呼ばれる分析的「分析された」要素であって、人はこれを容易に観察することができる。第二の「實在」は、それほど容易には観察できないが、それは分析がある特定の方法で行われたことによって、一つの体系の中で生起するものである。この二つのうち、容易に観察される諸要素は（すなわち第一の實在）「レラータ」(relata)と呼ばれ、⁽³⁹⁾「第二の實在の」システムを支える諸要素はこうした「レラータ」の關係と呼ばれる。しかし社会、關係としての、レラータの關係の特殊性は、それが意図や目的を可能にする諸形式をもつシンボルの中で、そしてそれを通じて生起するということにある。「たとえば、」野球をしようと意図する以前に、すでにゲームの形式、その規則が存在しているのでなければ、そもそも野球をしようと意図することも「野球することも」できない。⁽⁴⁰⁾

(㉕) 第四に、シンボルを、シンボル自体以外の何物かを「表示する」記号として定義することは、もう一つの混乱の源泉である。⁽⁴¹⁾ダンカンが念頭においているのは意味指示物 (referent) 理論である。⁽⁴²⁾これによれば、シンボルの有効性は、すべての集団成員が、それに対して多かれ少なかれ同じように反応するように条件づけられているという事実によっているのである。⁽⁴³⁾これに対してダンカンは、「しかし、シンボルを用いるのでなければ、われわれはどうして意味を『附与』し、経験を『整理』……するのであろうか。またもしシンボルが「意味の運び手」として機能し、意味の起源はシンボルにはないとすれば、一体意味の起源は何なのであろうか。」と問いかけている。⁽⁴⁴⁾なるほど、この問いかけ自体は極端であるとしても、真理の一半は分有しているので厄介なのである。われわれがことばの意味を学ぶのは窮極的に

基本的社会行動	連 帯 的 行 動	シンボル的行動
反 射	連 帯 的 反 射	シンボル反 射
情緒的行動	連帯的情緒行動	シンボル情緒的行動
操作的行動	連帯操作的行動	シンボル操作的行動
自己強化の行動	連帯的自己強化行動	シンボル自己強化の行動

はことばによって意味されるものを直示することによってだ、という理論はあるけれども、直示的定義は常に曖昧であつて、ことばによって補充されねばならない。⁽⁴⁵⁾あるいは物、映像、身ぶり等は記号となりうる（意味を表わしうる）か

ぎり、それを通じてでなければ言い表わせないあるものに関連していなければならぬ。しかしそれが記号としての機能を獲得するためにはそれは高次言語（メタ言語）、「つまり、分析者に由来するにせよ、言語体系に由来するにせよ、記号のコードを説明する言語」なしには済まされないのであらう。⁽⁴⁶⁾

がある。その著しい例が、いわゆる「イメージの独りあるき」といわれる現象である。さて、「——ここから重要な

では、「経験法学」者はシンボルとか意味に全く盲目なのかと問えば、おそらく言下に「否」という答が返ってくるにちがいない。経験法学にはその当初から論理的意味論（哲学的意味論）とも呼ばれる）が導入されたことは、人がつとに知るところである。⁽⁴⁷⁾これはもともと科学

的メタ言語の構成を主眼とした理論であるが、象徴過程論に関連する脈絡では、小室の論文がある。⁽⁴⁸⁾その中で小室は、社会行動を図のように類型化した。基本的社会行動のうち、反射、情緒的行動、操作的行動はスキナー、ホーマンズに由来するが、自己強化的行動は小室が補足したものである。連帯的行動は、基本的行動が個人の一般的条件づけ指標が相互に独立である場合の行動類型であるのに対して、その指標が個人の間で相互に独立でない、すなわち、何らかの形で指標が相互に関連している場合の行動類型である、といわれている。シンボルの行動はどうかと言へば、それはシンボルに与えられた説明から推察できる。「シンボルの特徴は、ひとたび成立すると、それ自体独自の体系を成立せしめ、個有法則性を以て作動を開始すること

であるが——」シンボルは個有法則性を有するだけではなく、さらに、人間行動を制御する働きをする。」⁽⁴⁹⁾従って、シンボルは一般的条件づけ指標の一環として理解され、またその限りにおいて社会学的に意味づけられているのであろうと、推測される。この指標はいわゆる効用関数の上位概念としての欲求性向のさらに上位概念として構成され、社会的行動連関の一般理論は、経済学における一般均衡理論と類比的に考えられているのである。

シンボルが一般的条件づけ指標としていかなるものであるのかは、小室のこの論文ではわからない。ただ一般的にいえることは、まず、動機づけが、条件づけ、つまり「学習」に全く矮小化されていることである。実際、小室が提示する社会的行動連関分析の一般理論は学習についての微分方程式をかりて表現されている⁽⁵⁰⁾。しかし、われわれは既存の台本に従って役割を演ずるだけではなく、ドラマを作りながら生きている。一定の構造に順応し、その構造の安定化に寄与するのみではなく、別の構造を求めても行動する。そのさい言語は、思考や行動の様式に対応する記号、あるいは刺激の代用品としてよりもむしろそれ自体すぐれて行為の様式として機能する。そして、小室が基本的に依拠する「構造機能分析」が、一定の構造の枠内で機能を分析し、その逆ではないことはよく知られている。また、行動主義的記号論の徹底した、極端な「状況（ここで具体的には刺激—反応）還元主義」もよく知られている⁽⁵¹⁾。これに対する一つの批判のみを引用しておく。「発話と関連して、人間は(a)刺激が提示され、(b)反応を起こす、というような理論を提唱することができであろうか。スキナーによると、できるということである。しかし、彼の理論は、当然のことながら、同一刺激が異った反応を起すことを許容している。……特定の現に存する、観察可能な刺激が、特定の言語的反応を惹き起こすケースはほとんど全くないことを悟れば、この理論は崩壊してつまらないものになってしまう。……様々な反応があるということは、支配する刺激も違うということ、現存の反応は（例えば）その絵を眺めることによってのみ決定されるのではなく、強化のあらゆる特徴を勘定に入れねばならぬことが考慮に入れられてはじめて説明のつくことであ

る。主たる困難は、支配する刺激が精確に何であるかということ、反応から刺激へと遡る以外には確定できないということである。この理論の全体の要点は、反応が、少くとも原理的には、刺激から予測できるということであるから、実際には刺激が反応からのみ固定できるというのであれば、理論は空無になってしまふ⁽⁵²⁾。

一般的にいえる第二の問題点は、経済学における一般均衡理論と類比的に社会行動連関分析を行おうとすることである。この点については、本節二・二の註(5)ですでに触れたところなので、ここでは縷述しない。

(c) 小室は同じ論文で、行動自体が強化因子となる行動を認め、「それは、賞罰によって条件づけられた行動ではなく、かかる行動をなすこと自体がめざされている⁽⁵³⁾」と言う。それはそうであろう。しかし、内発的に動機づけられた活動とは当の活動以外には明白な報酬が全く存在しないような活動のことであると言っても、快、不快が状況把握のセンサーとはなってもそれ自体で動機づけの機制とはなりえないと共に、活動というものはそれ自体を強化することができないものである限り、操作的定義としてあまり役に立たない。そしてまた、(当の行為の目的ではなく) 当の行為に伴う喜びは、行為の内発性を損うものではないから、心理学的には、そのような行為に伴う内的結果(報酬とか損失)に着目し、それとの相関において内発的動機づけの研究を進めることになる⁽⁵⁴⁾。従ってまた、社会学的レヴェルでは行為に伴う、それぞれの個人または集団に関する社会的結果に着目することが必要となるであらう。

もっとも、右の考察にあつては、心理学的ないし社会学的視点に立つて内発的動機づけを操作的に扱うさいの方法が論点となつていたのであつて、ある制度が(ルールによって構成され、機能する場合の論理的機序についてはさらに異つた考察が必要である。詳しくは第二章四に譲るが、ここでは次の点に注目しておこう。

さきに(本節四(1)(a)) 自律的動機づけが法における他律的動機づけに加重され、これを強化するのみでなく、法的制度の内部に自律的動機の機制が存在しないと、法制度の維持が論理的に不可能になること、また、川島が内発的動機づ

けを専ら道德と結びつけたことに触れたが、内発的動機づけが単に道德的機制であるかどうか、という微妙ではあるが法哲学的に議論の多い問題⁽⁵⁵⁾がすでにあり、この点で、カントによる周知の道德性 (Moralität) と適法性 (Legalität) との区別は再見の余地があるように思われる。カントはほぼ正確に問題の輪郭を描いていると言えそうである。有名な一個所を引用しておこう。「行為の動機を無視した、行動と法則とのたんなる一致もしくは不一致は、適法性とよばれる。しかし、そこにおいて法則に由来する義務の理念が同時に行為の動機であるような行為と法則との一致は、行為の道德性とよばれる。〔改行〕法的立法による義務は、ただ外的な義務でのみありうる。というのは、この立法が、内的であるこの義務の理念がそれ自体だけで行為する者の選択意志の規定根拠であることを要求せず、しかもなおそれは法則に適合する動機を必要とするところから、ただ外的な動機のみを法則に結びつけることができるからである。それに対して、倫理的立法は、たしかに内的な行為をも義務とはするが、だからといって外的な行為をも閉め出すなどということはなく、およそ義務であるところのすべてに関係するのである。しかしながら、道德的立法が行為の内的動機（義務の観念）をみずからの法則の中に含んでおり、しかもこのような規定は決して外的立法に混入されてはならない、というまさにその理由で、道德的立法は、外的な立法（神的な意志のそれですら）ではありえない。たとえそれが、他の、つまり外的な立法に基づく義務を、義務である限りに、において、立法の内に動機として取り入れることはあるにしても」⁽⁵⁶⁾。ここにおいて、カントがまず行為の「適法性」と「道德性」を区別し、しかるのちに、義務の由来する三つの立法、すなわち法的立法、倫理的立法、道德的立法を区別していること、そして、行為の「道德性」をそれぞれの法則に由来する義務の理念と行為の動機との一致に求めていることが注目される。「道德性」が通説の説くように單純に道德に結びつけられているのではないのである。

法哲学者の間の件の論争にはここでは立入らない。ただ以上の考察から二つの新しい問題に簡単に言及しておきた

い。従来、スキナー、ホームズ流の強化因子説が法的制裁に結びつけられてきたことは再考を要する、ということが第一の点である。法的制裁の形式である物理的実力とか金銭賠償がなぜ法的制裁の主流となってきたかについては、歴史的社会的機能分析が必要であらう。⁽⁵⁷⁾ 法的制裁を「飴と鞭」に単純に比定するわけにはゆかない。第二に、象徴的相互行為における動機づけの機制が十分考慮されると共に、法と道徳とが歴史の中で果してきた役割、とくに社会構造および反構造⁽⁵⁸⁾（社会構造および構造と構造との間の狭間）の中で果す役割について新しい具体的な分析が必要であるように思われる。道徳を単に形而上学的理念の問題に解消し去ってよいとは思えない。道徳形而上学を批判する側にも、擁護する側にも問題があると思われる。

動機づけについては、少し長きに失した感もあるが、以上の簡単な言及にとどめて、脇道から本道に戻ることにした。そして以下本章では、二章以下の本論の問題への導入という本章の趣旨にのっとって、問題の設定にとどめるつもりである。

(2) さて川島は、象徴的相互行為 (symbolic interaction) における「表現」(expression) の機能をどのように見ているのだろうか。ある一定の情報（事実的、規範的、現実的、可能的、直接的、間接的情報）が被制御者を調整行為へと動機づけるといわれるとき、情報は一つの表現の形をとるが、それはどんな機能をもつであらうか。この点について、川島には表立った分析はない。しかし一般的に云って、象徴過程 (symbolic process) 論とかコミュニケーション論では、⁽⁵⁹⁾ 表現は、少くとも三つの機能をもつといわれている。「徴候機能」、「信号機能」、「象徴機能」である。「徴候機能」は、痛みを感じて「痛い」というときのように、心の内部の状況を自動的に表出する表現の機能で、「痛い」という表現は痛みの徴候 (sign) として機能する。「信号機能」では、現実の記号を通じて情動とか行為を喚起する表現の機能で、表現は情動や行為への信号 (signal) として作用する。「象徴機能」は、記号によって感情や物事の状態を再現 (represent)

したり、純粹に描写 (describe) したりする機能で、表現は感情や物事の象徴 (symbol) として働くのである。⁽⁶⁰⁾ いわゆる哲学的意味論が、ここでいう表現の象徴機能にまず足場を求めたことはよく知られている。そしてこのことはとりわけ、論理の意味論に (logico-semantic)、従って川島が依拠する意味⇨指示物理論にも、当てはまる。しかし、ある象徴的意味をもつことばも、様々のコミュニケーション機能をもちうるものであって、例えば手術中の医師が「針！」と発話したとき、これは、補助者に「針を出せ。」(信号) と指図しているのかもしれないし、単に「針がある。」(象徴) と述べているのみかもしれない。あるいは、「しまった。針を患部に残してしまった。」(徴候と象徴) と驚きを表現しているのかもしれない。このような様々の機能を説明するためには、哲学的意味論の新しい展開が必要だったことも周知のことである。⁽⁶¹⁾ 例えば川島が引用しているオグデン・リチャーズの『意味の意味』でも、ある程度はこうした機能の分析がなされていた。⁽⁶²⁾ このような表現の機能的意味を論理・意味論的に分析しようとすれば、表現をそのような分析に適した文に一旦翻訳しなければならぬ。しかし、これはかなり厄介な作業であり、かつ、自ら限度がある。とにかく、川島が社会的制御過程論で必要とした象徴的相互作用の分析では、論理の意味論を使うよりもコミュニケーション論を使う方が、問題の取り扱いを容易にしたであらうし、適切でもあったらう。川島の立場に立つて、モデル(6)の規範情報でモデル(5)の規範情報と同義であるといわんがためには、二つのモデルに含まれる表現の機能を、まさに表現の関説的意味 (referential meaning) として陽明的に含む文に翻訳しなければならぬことは、今や、見易いことである。モデル(5)に含まれる文は「 I_s が行為 a_s をすれば、 S はサンクション s を行う。」という表徴的、記述の意味しかもっていない。この文がまさに信号としての機能をもっていることを論理・意味論的に示すためには、「規範は『 I_s が a_s を行ったときには、 S は s を行え。』と指示している。だから I_s は a_s を為すことを避けよ。」という文に翻訳しなければならない。行動主義記号論者 (本来は哲学者) モリスもこの翻訳を支持するであらう。というのは、本節註(60)で触れたように、彼

は意味作用の様式として、表徴的、評価的、指図的、形成の様式の四様式を認め、これらの意味作用を担う語を主記号 (dominant sign) とする四種類の文 (ascriber) すなわち、表徴的、評価的、指示的、形成的文を類別しているからである。さきの『』で囲まれた文は、モデル(6)に含まれる文「 $O_1(a_*)$ 」と基本的に同じ機能的意味、つまり信号の意味を含んでいるのであるが、他方、モデル(5)に含まれる情報文はモデル(6)に含まれる情報文と同義ではない。従って、モデル(6)をモデル(5)をもって消去すること、いいかえると、モデル(5)でモデル(6)を代替させることはできないであろう。もし川島が、モデル(5)も(6)も社会的象徴過程を陰伏的に含んでいるのだと考えるならば、モデルの比較においては、その意味を陽顯的に含むように、モデルそのものを作るべきではなかったろうか。科学的法社会学が象徴過程に内在するこの意味の違いを捨象してよい根拠は、見当たらないのである。

(3) このことを、もう一つ別の角度から考えてみよう。モデル(5)では規範情報が「 $I_1(a_*) \cup I_2(s)$ 」と表現されている。これは、「もし I_1 が a_* をすれば、 I_2 は s を行う。」という意味で、記号 $\supset$ は、上述のように、論理学でいわゆる「実質含意」の記号である。このような条件文では、前件 $I_1(a_*)$ は後件 $I_2(s)$ の十分条件を、後件は前件の必要条件を示しているが、そのことから容易に、「 $I_2(s) \supset I_1(a_*)$ 」が右の文と等値な文として導ける。この情報文の内容は、「Sのサンクション行為がなかったら、 I_1 が a_* をしたということはない。」というものである。もし犯罪行為の存否が(正しくは、意味が)制裁行為の存否(正しくは、意味)に条件づけられるとしたら、これは全く奇妙なことではなからうか。裁判所の制裁を免れれば犯罪にはならない、より正確に言えば、裁判所の制裁行為がないということは I_1 が犯罪行為 a_* をしなかったということを意味する、というのであれば、一体誰が法に従うであろうか。一見川島に似て、サンクションの規定を伴う規範を法の第一次的規範、「単なる当為規範」を法の第二次的規範として区別したケルゼンは、それにも拘らず、この点で正確な分析を行った。彼は第一次規範を裁判規範として次のように表現したのである。「あ

る法律要件が満されるとき、一定の制裁が加えられるべきである」(傍点、守屋⁽⁶³⁾)と。これは、ケルゼンが法規範に基づく、法律要件への法律効果の「規範的」帰属「(Zurechnung」リノメンツは Anordnung)という観念を堅持しえたためである。⁽⁶⁴⁾ケルゼンの表現を文字通りに訳すと、 $[I_1(a_1) \cap OI_2(s \rightarrow a_2)]$ となる。⁽⁶⁵⁾この文では、「裁判所の制裁を免れれば、犯罪にならない。」という不合理は含意されない。このようにして、川島のいう「形而上学的」観念の要素が、第一次規範にも残らざるをえないのである。モデル(5)は次のようになるはずである。

$$[I_1(a_1) \cap OI_2(s)] \rightarrow I_1(c)$$

(4) 最後に「予測法学」あるいは「弁護士法学」という川島経験法学のプログラムの可能性について考えてみよう。いま、法的規範文は、 $[I_1(a_1) \cap OI_2(s)]$ で表わされうるとしよう。ではこの規範は論理的にはどのように機能するのであるうか。「もし I_1 が a_1 をなせば、 I_2 は s を行うということを推論してよい。」ということ、換言すれば、「もし I_1 が a_1 をなせば、 I_2 は s を行うであろうという予測を法的にしてよい。」ということであろうか。もちろん、そうではない。この規範文の機能は、「いま I_1 が a_1 をなしたとしよう。その時は、『もし I_1 が a_1 をなせば、 I_2 は s を行うべきである。』という規範を楯にとつてよい。基準にしてよい。理由をここに求めてよい。」ということにあり、「 I_1 が a_1 をなしたことから、 I_2 が s を行うであろうことを法的に予測してよい。」ということにあるのではない。⁽⁶⁶⁾法的に予測するためには、全く別の法則命題を仮に、 $(s)(A \cup S)$ すなわち「あるクラスのどんな成員 x についても、 x が行為 A をなせば、 S のような法則命題を仮に、 $(s)(A \cup S)$ 」すなわち「あるクラスのどんな成員 x についても、 x が行為 A をなせば、サンクション決定者 s はサンクション S を決定するであろう。」としよう。この場合の法則命題の論理的機能もまた「 x が A をなしたならば、『どんな x についても、 x が行為 A をなせば、サンクション決定者 s はサンクション S を決定するであろう。』という法則命題を楯にとつて、 s が S を決定するであろうと予測してよい。推理してよい。」ということにあ

る。事実、さきの規範文にしても、この法則命題にしても、それ自体としては前件と後件の関係、（一方は規範的帰属の関係を、他方は因果的帰属の関係を）を肯定しているのみであつて、それだけでは後件を肯定することはできない、つまり、さきの規範文では「 I_2 が s を行うべきである。」ということを帰結しないし、あとの法則命題では「 s は S を決定する。」ということを帰結しないからである。一般的に表現すれば、自明のことであるが、命題「 $p \supset q$ 」だから、命題「 p 」だから、命題「 q 」を推論することはできない。この両者を肯定するときのみ、 p 、 q を肯定できる。従つて、法則命題が予測の理、あるいは根拠となるように、規範文は判決のための——行為規範の場合であれば、一定の行為のための——理、あるいは根拠となる。これが法則命題や規範文の論理的に全く自然な機能である。

しかし、おそらく次のような異論があろう。川島は、規範情報が判決や行為の理由となるという論理的機能を問題にしているのではなく、規範情報がついてくる因果的な動機づけの機能を問題にしているのだ、と。その通りである。しかし、注意しなければならぬのは次のことである。すなわち、動機づけは通常因果的用語で表現されるが、この因果的用語を自然科学における因果的用語（一般的法則命題を基礎とする予測や説明のための用語）と混同してはならないこと。そして、人間が自然因果的に動機づけられることは特殊な例外（例えば、催眠術とか驚愕による行動の始動）を除いてほとんどないこと。また、喚叫や煽動によつて感情的に行爲へと誘導する場合にも行為類型は自然因果性に近くはなるが、人間の動機づけられた行為には、動機づけられる者による動機づけを行う者の言動の認知や意味理解が先行しなければならない、強迫や利益誘導による動機づけもその例外ではないこと、等である。強迫や利益誘導の場合には、もちろん、それらが実現する可能性の認知が行爲者の側になければ成功しない。しかも人間の動機づけにおける圧倒的に多くの事例においては——法的社会制御における動機づけもその例外ではなく、泥酔により法を遵守したというのは明らかに形容矛盾であらうが——特殊な行為理由が提供され（動機を与えられ）、行為者はそれを理解し、自らの行為の

一部に、することによって、一定の行為へと動機づけられるのである。このように提供された理由はそれに依って行為する者の、行為の内面的原因と見なされる。従って理由は、因果関係と同様に、行為の説明として機能し、さらに通常の答責性の基礎とされるのである。⁽⁶⁾ 規範が、一定の者によって与えられ、課されたという事態が、その規範の名宛人をして行為へと動機づける一つの要件なのであるが、裁判所が、その規範の意味を理解し、その意味に従った行動をする（あるいは、するであろう）という事態、そしてその裁判所の行為が争う余地のない理由——それらの理由を与えることも法規範、とくに権限授權規範の機能であるが——をもっているということ、それらが相俟って社会成員をして一定の行為へと動機づけるのである。規範の動機づけ機能とはまさにその論理的機能を前提している、と言わねばならない。一個の弾性体が他方の弾性体を動機づけた、と言うであろうか。そう言わないのは、弾性体は己れの動く理由や、動き方を知ってもいないし、感知することもないからである。「動機づけ」という概念の多義性、複雑さはまず第一にこの点にある。「動機づけ」は単に因果連関のみでなく、論理的連関をも含意し、殊に社会制度の中では両者が複雑にからみ合って一個の動機を形成するのである。意味を理解すること、それは多くの社会的行為の不可欠の要素である。規範を規範として、ルールをルールとしてその意味に従って理解しなければ、制度的行為を行うこと、あるいは動機づけることはできない。従って、象徴作用を動機づけの機制的重要な、ときに独占的な要素として認めることが重要なのである。シンボルはまた、具体的行為連関を飛翔するが故に重要である（譬えてみれば、われわれが頭の中で月に行くようなものであろうか）。「文化の形式こそ社会科学概念のモデルである。」といわれる所以である。

従って、法規範が実際に判決の予測の根拠として使われるように見えたとすれば、それは、「判決が規範を根拠として理由づけられなければならないから、裁判所はこの根拠に基づいて判決をする蓋然性が実際に高いであろう。したがって、ある要件事実が存在すると、裁判所は一定の法律効果をそれに帰属させる判決を高い蓋然性でもって下すであらう

う。」という、複雑な条件に支えられた推理を、誤解を招き易い形に縮約した結果であって、この予測は規範の當為性をこそ不可欠の前提としているのである。一定の社会事象の通常の予測であれば、法則について極めて複雑な経験的研究を要するが、裁判所の行動の予測は規範の意味さえ理解すれば可能であるように見えるとしても、実際には、裁判官の當為的規範に基づく内的規範的動機づけの複雑な機制（ハートのことばを藉けると、内的な観点）を前提してのみ可能となる。

生物社会のあらゆる運動体は、エネルギーと情報とを必要とする。人間の作った機械を目的に副って動かすときもそうである。因果的行動連関はエネルギー連関に当たり、意味は情報に相当する。情報がエネルギー連関によって置き換えることができないように、意味を外的で観察可能な行動の因果連関に置き換えることもできない。情報の科学があるように、意味の独自の科学があつてよいのではなからうか。

規範文を予測命題にすり替えるのではなく、予測命題そのものを経験的に確立すること、さらに、法規範なり法の規範性というものが社会において果す機能を分析すること、これが法社会学の任務であつて、そのことが川島の主張の本来の主旨ではなかつたらうか。しかし、規範の意味を事実関説的な意味に置き換えたり、規範言語を事実関説的言語（観察言語、物理言語、経験的言語）に翻訳したりすることは、法社会学の任務とは思えない。

人が（規範に従つた）「規範的期待」——この期待は予測ではない——をすることは、たしかに一つの社会的事実であるが、それは規範的期待がその儘、あるいは蓋然的にも、実現するであろうということとは別のことであるし、規範的期待の内容が何らかの社会的行為を事実として表徴（designate）しているということでもない。それは、ルーマンのことばを藉りと、抗事実的（kontrafaktisch）に期待を表出ないし貫徹する意志の表明である。⁽⁶⁸⁾ウェーバー（M. Weber）が法律学と法社会学を峻別したのは、⁽⁶⁹⁾規範の意味を法則の意味と混同してよい、といわんがためではなかつたように思

われる。法社会学はまさにその儘の意味に従って規範の意味を、社会的行為の意味を理解しなければならない。その点で法解釈、法哲学とかわるところはない。その意味の世界を学問的に探求する可能性を「経験法学」が閉ざすことがあってはなるまい。日常世界と科学の世界、あるいは自然科学と社会科学の世界、それぞれの文化にとって、相互の理解こそ相応しい付き合い方であって科学の合理性の名において、日常世界や社会の学問にとって不可欠・独自のものを摘み取ることは、近代的世界観、科学的世界観の名においてなされた植民と同じ思考（思想）の軌跡を描くことにならないだろうか。

私は、川島のように秀れて明敏な学者が、何故このような泥沼に足を踏み入れることになったのか理解しかねている。おそらく、粗暴なイデオロギー（広い意味で）に対する反動もあったろうかと想像し、その点で共感もするのであるが、言葉の世界を「任意に」裁断し、剪定してみても、われわれが粗暴なイデオロギーを根絶させることはできないであろう。というのは、われわれもまた、規範的ことば、人々に訴えることばを必要としているのであるから。必要なことは、それらの性質をよく理解し、濫用しないことであるように思われる。

以下に、本章二・二で提示した川島経験法学の問題点を挙げると、次のようになる。

(1) 動機づけについて (a) 川島は自律的動機づけと他律的動機づけとを明瞭に区別すること、および自律的動機づけが社会的制御において果す決定的役割を認識することに失敗している。法Ⅱ強制規範説は暗にパラドックスを含みうる。

(b) シンボルによる動機づけに関連して、行動主義的記号論は致命的な欠陥をもっていると思われる。

(c) 一般に、社会制御における動機づけについて、さらに包括的な理解が必要であると思われる。

(2) 川島が支持したと思われる意味Ⅱ指示物理論は不十分で、川島の記号論は、コミュニケーション状況を考慮に入

れる一般的な理論に吸収される必要がある。

- (3) 川島は規範情報を「*U*」と定式化したがる、この定式は背理を含み、規範情報として機能しない。
- (4) 川島は規範的帰属を論理的帰属、因果的帰属と区別するが、三者の方法論的意義について混乱を持ち込んでいると考えられる。

(5) 川島理論の以上すべての欠陥は、結局、規範的概念を法の言語から消去することによってのみ法社会学を科学たらしめうる、という操作主義的誤解に関連しており、法言語からの規範的言語の消去は、法社会学を科学へと導くのではなく、不合理へと導く他はないと考えられる。

次章以下では、これらの問題点について、歴史的に、もっと系統的な考察を行うことにしよう。

(1) 川島武宜『*法*』の社会学理論の基礎づけ(『講座』4、所収)、三二八―三二九頁。具体的には「法の社会制御モデル」は『講座』4巻で、「法の紛争モデル」は『講座』5巻で扱われている。

(2) 川島、講座』4、三三一頁。

(3) 矢崎は川島の作業を、「法を記号化する試み」として扱っている。矢崎光圀『法哲学』、一八九頁。たしかに川島の作業は形式化された法的高次言語の構築を含意しているが、むしろ法のモデルの作成として扱える方が理解され易い。というのは、記号は単にモデルの要素を映し出しているだけで、言語の形式化に必要な規則は殆んど何も与えられていないからである。

(4) 川島、講座』4、三三三―三三四頁。

(5) 「規範的期待」の表出が蔵している、法の機能目的に対する逆機能効果については、N. Luhmann, *Rechtssoziologie*, (Kowohl), Bd. 1, S. 150f. 村上淳一・六本佳平訳、一六八頁。

小室は、川島のこの相互行為モデルを使って、社会的行動連関分析の一般理論を構想している。すなわち、川島の相互行為モデルが、スキナー・ホーマンズ流の操作行動を基礎とする社会的交換の理論と近似していることをまず確認し、次のようなパーフォ

「マンズ・サンクション」の過程が、二人社会で成立つという。お互いに相手の行動が自分の行動の強化因子となるのである。

$$A_1^1 \rightarrow A_1^2 \rightarrow A_2^1 \rightarrow A_2^2 \rightarrow A_3^1 \rightarrow A_3^2 \rightarrow \dots$$

ここでaとbは二人の行為者を、 A_a と A_b はaとbの行為相互行為を、添数は行為の順序を表わすものとする。小室は、ホームマンズがこのような「パーフォームンズ・サンクション」過程と経済における需要・供給過程との類似性を強調するのみで、分析をさらにすすめて、この相互行為システムの均衡解の存在、安定条件の分析を行っていないことを批判しつつ、a、bそれぞれの行為の系列($A_1^1 \rightarrow A_2^1 \rightarrow A_3^1 \rightarrow \dots$) ($A_1^2 \rightarrow A_2^2 \rightarrow A_3^2 \rightarrow \dots$) が一つの安定点に収束するための条件の分析を一般化し、次のような学習についての微分方程式で社会行動の相互連関過程が表現されると論ずるのである。

$$\frac{dA_i}{dt} = f_i(A_1, A_2, \dots, A_n) \quad (i=1, \dots, n)$$

すなわち、 $A_i (i=1, \dots, n)$ の条件づけ過程、すなわち学習過程は、自己および他人の行動によって条件づけられ、学習とは、行動の時間における変化 $\frac{dA_i}{dt}$ で表現されるから、右の式が成立つという。小室、『講座』4、二五六—二六〇頁。

新しい巨視的な観点を法社会学に導入した功績を問うつもりはないが、小室のこの表現が文字通りに受け入れられるわけではない。第一に、右の表現は象徴的な意味しかもっていない。要するに一定の関係が存在するであろうということであって、微分可能な社会量の間関係が存在するということまで断定したとは思えない。第二に、 f_i がいかなる関係であるかを確定するのになければ、一つの発想の域にとどまって、社会的相互作用のシステム分析は行うことができない。実際このような関係をどのようにして確定するかが、分析の成否の鍵であって、複雑多岐な動機づけ連関を求めて定性的なレヴェルであれ、悪戦苦闘しているのがわれわれの現況であろう。第三に、安定した均衡解が存在するかどうかは、それからさらに先の問題であろう。事実、続いて本文で述べるように、パーフォームンズ・サンクションのみを基礎とすれば、法目的に対して逆機能する行為連鎖が生じうることとがすでに認められているからである。別の言い方をすれば、われわれは安定した均衡解のある関係を探し求めているのだとも云えよう。第四に、社会的制御の相互行為は経済学における一般均衡分析に類比的に考えられているのであるが、一般均衡分析が経済学分析で万能であるかのような印象を与えることも大いに懸念されるのである。このことはさらに次の点と関連している。すなわち、安定した均衡解が存在する社会的相互作用のシステムが、社会的に見て「最善のもの」であるかどうかという点である。もし最善のものである、という想定が方法論のうちに暗黙に含まれており、逆に言って、安定的均衡解の予測のさらに先には法社会学のなすべき仕事がないと想定されるならば、それは証明されるべきことの先取となろう。このような問題に対して、安定的均衡解

の予測は問題の半ばを消化しえたにすぎないものとなろう。学習については、後述する。

(6) 川島『講座』4、三三四—三三五頁。

(7) 川島『講座』4、三三五頁。

(8) 川島『講座』4、三三五頁。

(9) 川島『講座』4、三三六頁。

(10) 川島の原文での表記 $I_1(a_1)$ を $I_1(a_1)$ に変えた。何故なら $[I_1(a_1) \supset I_2(s)]$ は意味上 $[OI_1(a_1)]$ に対応するからである。
「 a_1 は a_1 を控えること（不作為）」を意味する。

(11) 川島『講座』4、三三六頁。

(12) 言うまでもなく、規範情報から義務概念を消去することは川島の一貫したプログラムである。

(13) 川島『講座』4、三三六頁。

(14) 「盗むべからず」のような強制を避ける行動を定める規範は、もしこれを完全に言い表わすならば、「反対の行動のなされたことを要件として強制行為が効果として加えられるべきである」(傍点 守屋) という法規によって表わされ、その縮約形として用いられるにすぎないという前提のもとでのみ法規範である。という理由で、「盗むべからず」のような規範を第二次的法規範として類別したケルゼンの言葉を、ここで思い出される読者も多いであろう。右の正確に表現された法規は当然第一次的法規範と呼ばれうることであろう。H. Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 1 Aufl., 横田喜三郎訳、五四頁。

一見全く等しく見える川島とケルゼンの思想ないし方法の間には、決定的な相違が存在する。右の引用中私が傍点を振った個所がその相異を示している。後述、右節(5)を参照。

(15) Vgl. N. Luhmann, *Rechtssoziologie*, Bd. 2, S. 219.

(16) 川島『講座』4、三三九—三四一頁。

(17) 川島『講座』4、三四〇—三四四頁。

(18) 川島『講座』4、三四四—三四五頁。

(19) 川島『講座』4、三四五頁。川島の原表記 $[I_1(a_1) \supset S(s)] \supset I_2$ を本文のように変更した。

(20) 川島『講座』4、三三七頁。

- (21) スキナー学派によると、思考と感情は行動の決定因ではないとされる。それらは行動の附随物もしくは行動の結果である。人間の行動を理解する上で、意志や思考、動機づけなどのようなものを考慮する必要すらない、と。
- (22) 川島『講座』4、三三七頁。
- (23) W. P. Alston, *Motives and Motivation*, in: *The Encyclopedia of Philosophy*; Peters, *The Concept of Motivation*, H. L. A. Hart and M. A. Honore, *Causation in the Law*. 参照。
- (24) 本来、操作主義は、定義的操作をある範囲のものに限定することを目的としているものではあるが、定義的操作を「任意」に狭くとれば、操作主義の意義は、ある意味で半減してしまふ。というのは、それは即事的な方法であることをやめて、哲学的立場への表出へと傾斜するであろうから。そこに操作主義の一つのディレンマがある。(第二章冒頭で再び触れる。)
- (25) 川島『講座』4、三三六頁。
- (26) 川島『講座』4、三三七頁。
- (27) H. Wezel, *Macht und Recht*, in: *Abhandlungen zum Strafrecht und zur Rechtsphilosophie*, S. 293; ditto, *An den Grenzen des Rechts*, 1966, S. 14f.; H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, 1962, pp. 89, 110, 189, 193, 196. 矢崎光圀他訳「一〇・一二四・二二・二二五・二二九頁。わが国では菅野がこの点に注目し、ケルゼンの法—強制規範説を仔細に分析・再構成して、ケルゼンを誤解から救っている。菅野喜八郎「ケルゼンの強制秩序概念と授權規範論」(法哲学年報『法規範の諸問題』一九七七年、所収)一頁以下。さらに、A. Ross, *On Law and Justice*, Chap. 8. 参照。
- (28) 川島はハートによる「法」の概念構成を三点に亘って批判している。第一に、ハートは「ルール」という形而上学的言明を用いて、法 の概念構成をし、「ルール」を観察可能なものとするために必要な翻訳作業をしていない。このことは、ハートが「法学」に焦点を当てているためであろうが、法社会学においては、ルールによって社会が制御されてゆく動的過程に焦点をしぼらなければならない。第二に、ハートのいわゆる「第二次的ルール」が物理的制裁を欠いているのは、いやしくも第二次的ルールが法的ルールであると認める限り不当である。第三に、ハートは、ルールというものを「内的側面」によって特徴づける。しかし例えば、第一次的ルールに対して「内的観点」(川島は、これを「ルールに対する正当性の信念」と云いかえている)を欠いている場合、これを理論的にどう処理するのか、と。川島、『講座』3、一七二頁以下。

第一点については、本稿全体で考察する他はないが、第二、第三の批判はハートに対するかなりの誤解に基づいているように思わ

れる。詳しくは第二章四で触れることができるので、とりあえず、前註でのハートの引用箇所と、Hart, *The Concept of Law*, pp. 105-107, 矢崎他訳、一一八—一二〇頁、および、矢崎光圀「法社会学講座所収の川島論文に対するコメント」(日本法社会学会編『法社会学の方法』所収)を見ていただきたい。

(29) 川島『講座』4、三三四頁。

(30) 小室『講座』1、三四六頁参照。

(31) 川島『講座』4、三五二頁、註(27)。

(32) 例えば、E. Deci, *Intrinsic Motivation*, 1975. (以下 *Motivation* と略す。)人間の内発的動機づけについての研究が「再開」された、というのは次のような事情をさしている。ウッドワース(R. S. Woodworth)は一九一八年にすでに、行動優先説(Behavior-primacy theory)を展開し、それによって内発的に動機づけられた行動を説明しようとした。しかし遺憾なことに、ウッドワースの研究が進んでいた頃に抬頭し始めた行動主義の強い流れのために、この重要なテーマについての他の心理学者の研究が妨げられてしまったのである。従って、人間の内発的動機づけについてのまとまった研究は、ここ一〇年ないし二〇年の歴史しかもっていない。

(33) R. Barthes, *Éléments de semiologie*, in: *ditto*, *Le Degré Zéro de l'écriture*, 渡辺淳一、沢村昂一訳『零度のエクリチュール』一三五—一三六頁。(以下 *Éléments* と略す。)

(34) H. D. Duncan, *Symbols in Society*, p. 3. (以下 *Symbols* と略す。)

(35) (36) (37) (38) Duncan, *Symbols*, pp. 3—6.

(39) *relata* と「らつ」 Barthes, *Éléments* 渡辺 柏岡訳、一二八、一三七頁参照。

(40) (41) Duncan, *Symbols*, pp. 6—7.

(42) Duncan, *Symbols*, pp. 20, 31.

(43) この本文の個所で特徴づけられたような行動主義的意味論の代表者としてよく挙げられるのは、ブルームフィールド(L. Bloomfield) やスキナーであるが、これも有名な行動主義的記号学者モリス(Ch. Morris)の場合も基本的には刺激—反応図式にもとづいて記号の意味を説明する。但し、行動主義が記号とその意味の説明にとって可能な唯一の立場ではないという意味もこめて、自分の理論は記号の十分条件を定式化するにすぎない、と断っている。

各論者が何を刺戟とし、何を反応と指定するかは少しづつずれている。ここでは簡単なブルームフィールドの考え方を紹介しておこう。ブルームフィールドの作例「ジャックとジルの話」を図解すると図のようになる。ジルは空腹だったので、少し離れたリングの木にリングが取り付けた。ジルが独りであれば刺戟(S)でリングを取りにゆく反応(R)をするであろう。しかしジャックがいたのでジャックにリングをとってくれるように話す(E)。それはジャックの刺戟となつて(s)、ジャックは反応(R)をおこす。この場合発話の「意味」は発話(r:s)の部分)とその前後の現象SとRとの関係である。Sの理論の要点の一つは、刺戟(S,s)と反応(R,r)とがすべて物理的事象だということである。L. Bloomfield, *Language*, 三宅 鴻他訳、二六頁以下。

(44) Duncan, *Symbols*, pp. 6—7.

(45) F. R. Palmer, *Semantics*, p. 27. 参照。「指示定義を理解するには、われわれは、すでに言語ゲームに通じていなければならなう。」L. Wittgenstein, *Philosophical Investigation* §27-34. ここには循環論が含まれるように見えよう。解決は後に示す。

(46) Barthes, *Elements*, 渡辺 沢村訳、一四一頁。

(47) 碧海純一の一連の労作を指す。

(48) 小室直樹、「規範社会学」(『講座』4所収)、二五四頁以下。

(49) 小室『講座』4、二五九頁。

(50) 小室『講座』4、二六〇頁。

(51) ちきりブルームフィールドの例で明らかであろう。スキナーもその点では徹底している。

(52) F. R. Palmer, *Semantics*, pp. 54-55. 行動主義的意味論について詳しくは J. Lyons, *Semantics*, Vol. 1, pp. 120f. を参照。

(53) 小室『講座』4、二五八頁。

(54) Deci, *Motivation* 参照。

(55) フラー (L. L. Fuller) は「法と内在する道德」論をめぐり論争をやつた。H. L. A. Hart, *Positivism and the Separation of Law and Morals*; L. L. Fuller, *Positivism and Fidelity of Law*, both in: *Harvard Law Review*, 71 (1958); L. L. Fuller, *The Morality of Law*, 1964; H. O. Pappe, *On the Validity of Judicial Decisions in the Nazi Era*, *The Modern*

Law Review, Vol. 23 (1960) など参照。

(9) I. Kant, *Metaphysik der Sitten*, A., S. 219.

(57) 例えは N. Luhmann, *Rechtssoziologie*, Bd. 1, 7, S. 106ff.

(58) 「構造」「反構造」(structure, anti-structure) の用語は V. Turner, *Dramas, Fields, and Metaphors*, 1974 から借用した。

(59) 記号学 (semiology, semantics) には大体二つの立場 (流れ) がある。一つは記号学の対象を意味作用 (signification, signifying) のつまり記号 (能記、意味するもの) と記号によって意味されるもの (所記) の関係、におく立場であり、他の一つは、コミュニケーションを対象とする立場である。基礎とする記号場のモデルが、それぞれちがっているのである。意味作用論にぞくするのは、ソシュール、オグデン、リチャーズ、モリス、初期の哲学的意味論にぞくする人達、バルトなどであり、ディルタイの初期の解釈学 (Hermeneutik) も驚く程この立場に近い。コミュニケーション論に立つのは、次に紹介するビュラー (K. Bühler) プリトン (Britton) ヤコブソン (R. Jakobson) など、大体、言語学者が多い。

論理経験主義者の記号論はいうまでもなく前者に属し、彼らは理想的な (もちろん、彼らの哲学的立場から見て)、科学的 (自然科学的) 高次言語を完成することを目ざして努力したが、その過程の産物が観察言語、物理言語、経験的言語等の形式化された言語モデルである。この点から見ると、川島は観察言語のような言語モデルを理想とし、経験的言語のようなモデルに若干の妥協をした立場をとっているといえそうであろう。詳しくは、第二章三で扱う。

意味論としての一貫性と包括性の故に、コミュニケーション論の方を評価する人が今日では多い。後期ヴィットゲンシュタインもこの立場に属し、哲学的意味論が意味作用論からコミュニケーション論へと転換するのに、強い影響を与えた。法体系を扱う場合、コミュニケーション論に立った方が明らかに有利であるが、従来ことばの問題は、主として法の解釈との関係で強く意識され、特に法の解釈の客観性に注意が集中したため、また法社会学などでも法社会学の科学性との関連で、方法的に扱われたために、哲学的意味論つまり意味作用論が圧倒的な影響力をもって来た、と言えよう。

(60) この三分法は大体ビュラーによっている。ビュラーは簡単なコミュニケーション・モデルに立って、言語記号の意味論的機能を symptom (Ausdruck), symbol (Darstellung), signal (Appell) の三つに分別したのである。K. Bühler, *Sprachtheorie*, 1934, S. 28. ビュラーは意味論的機能を英語で表現して、本文に述べた三分法との違いは sign がビュラーでは symptom と命名されている点だけである。ヤコブソンがこの流れを更に発展させて、言語記号の意味機能を、心情的——、関說的——、動

能的——詩的——、交話的——、メタ言語的機能に分別したことは、改めて紹介する必要がない程である。R. Jacobson, *Linguistics and Poetics*, in: ditto, *Essays de Linguistique générale*, 田村すず子他訳『一般言語学』一八八—一九四頁。

念のためにモリスに触れておく。彼は意味作用の様式(modes of signifying)を、表徴的(designative)・評価的(apprative)・指図的(prescriptive)・形成的(formative)の四つに分類し、これらとコミュニケーション場(といっても、かなり特殊なコミュニケーション・モデルを用いてではあるが)における言語使用にさいしての四用法(これは意味作用の四様式に相似的)とを組み合わせ、一六の様式—用法分類をしたのである。その中に「法的な様式—用法」が含まれており、実に特異な特徴づけをしていとおもしろいのであるが、ここでは直接関係がないので割愛する。

(19) 例えば、C. L. Stevenson, *Ethics and Language*, 1936; R. M. Hare, *The Language of Morals*, 1952; 後期 Wittgenstein; J. L. Austin, *How to do Thing with Words*, 1960 など差出人を省く。

(62) C. K. Ogden and I. A. Richards, *The Meaning of Meaning*, 1923, esp. chaps. IX-X.

(63) 本節註(14)でのケルゼンの引用参照。

(64) H. Kelsen, *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, 1911, Kapitel 1; ditto, *Reine Rechtslehre*, 2 Aufl., III, 18, S. 79f.; 1 Aufl., 横田訳『第一一節』。ラレンツが「同旨の見解を詳しく述べた」K. Larenz, *Methodenlehre der Rechtswissenschaft*, 2 Aufl., 1969, S. 180-194.

(65) 法規範は少くとも二通りに形式化できる。構成要件をT、法律効果をFとすると、 $(x)(T_x \supset OF_x)$ または $(x)(O(T_x)) F_x$ 。これを日常言語で区別して読み下すことは少々難かしい。この二通りの形式化は論理的に随分意味が異なるのであるが、ここでは、前者が「現実的義務」を、後者が「仮の義務」を表わすということを示唆するにとどめる。本文では、簡単のために、「現実的義務」を使って議論した。

(66) ここでは、ライル(G. Ryle)の「推論認可」(inference licence)の考え方を用いて議論している。G. Ryle, *The Concept of Mind*, pp. 121-7, 142, 306 を参照。しかし、推論認可を論理的な推論規則、あるいは——結局等値になるが——論理法則と混同しないよう区別しなければならない。推論規則は推論の全体過程にかかわるが、推論認可は前提の構成要素となる法則(規範法則あるいは因果法則)にかかわる。これらの法則の論理構造はいまだに十分には解明されていない。

(67) Hart, *Causation*, pp. 48—55 参照。

(68) ここで当為と存在の關係に一言触れておく。川島は、『当為は存在からは生じない』という哲学の古典理論にもかかわらず、経験・法学の平面においては、『当為は存在から生ずる』と述べ、ラートブルフの有名なことばを引用して、これを肯定的に評価する(川島、『法規範の当為性の経験科学的意味』(日本法社会学会編『法社会学の諸相』一九五八年、所収)四九―五〇頁)。すなわち、『当為命題は、他の当為命題からのみ、演繹的に導き出され得、存在事実の上に、帰納的に基礎づけられない。……しかし、現実から価値を導き出すことの不可能性は……、論理關係を示すものであって因果關係を示すものではない。』(ラートブルフ『法哲学』田中耕太郎訳、八頁以下、特に一〇頁)。

しかしながら、川島のことばもラートブルフのことばも、注意してよめばその主旨を理解することはできるが、何れも誤解を招くことばといわざるをえない。「意識は存在によって拘束される」ということばは、唱えればすべてを叶えてくれる呪文ではない。呪文が願いを叶えてくれるのは、われわれが呪文を正しく理解し、適切に用いるときだけである。川島と類似の(但し、違っていることを前提しての話であるが)、ルーマンの命題についても第三章で扱う予定である。(N. Luhmann, *Rechtssoziologie*, (Rowohl), Bd. 1, S. 42-3, 村上、六本訳、四一―五一頁)。

(69) M. Weber, *Die Wirtschaft und die Gesellschaftlichen Ordnungen*, in: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl., besorgt von J. Winckelmann, S. 181f., 世良晃志郎訳、三頁以下。

訂正

前号『北大法学論集』第三二卷、三・四合併号、上巻)所収の本稿(一)について、以下の訂正をする。

二頁目次五行目 法的制御のモデル↓法的社会制御のモデル 三八頁七行目、高度に分節化された理論↓高度に機能的に分化した理論 三六頁最終行 一層経験的妥当性をもつ↓より操作的言語で構成された(以下、かかる言語で構成された理論を「操作的理論」とよぶ。) 三七頁八行目 より経験的理論↓より操作的理論 三九頁七行目 分節化せず↓機能的に分化せず 四三頁一行目 含まれる↓含まれうる 四三頁五行目 Nature of Physical Th.→Nature of Physical Th.

Possibility or Impossibility of the so-called “Jurisprudence as an empirical science” (2)

Masamichi MORIYA*

Chapter 1 Introduction to the Problems (continued)

2.2 A model of social control by the law

On the basis of operationism, professor T. Kawashima has proposed a model of social control by the law. First he introduced a basic model of the social control in general, utilizing the idea of “performancesanction”, and two basic concepts: “sanction” and “adjusted action”. Next, on this basic model, four models of the general social control which have more specialized and articulated character were introduced step by step. The final two stages of this process were:

$$[I_x(a_x) \supset I_2(s)] \Rightarrow I_1(c) \quad (1)$$

$$[OI_x(\overline{a_x})] \Rightarrow I_1(c) \quad (2)$$

These formulas read as “A norm-information (indicated by []) ‘Provided any member (I_x) of a given class make an action of a certain category (a_x), then the decision-maker will make a decision of corresponding sanction (s)’ is recognised ($\Rightarrow$) by a member (I_1) of the same class, and I_1 is motivated to make a corresponding adjusted action (c)” (formula 1), and “A norm-information ‘ I_x ought not to do a_x ’ is recognised by I_1 , then I_1 is motivated to make an adjusted action”, respectively. On the basis of these models of the general social control, Kawashima built a model of the special social control by the law, which is characterised by three indices: differentiation of the role making the decision of sanction and the role making rules, and social recognition of professional independency in the decision-making.

*Professor, Faculty of Law, Hokkaido University

He claimed, now, that model (2) has the same meaning as model (1), for the reason that $[OI_x(\overline{a_x})]$ is a short-hand representation of $[I_x(a_x) \supset I_2(s)]$, so formula (2) is to be eliminated by formula (1). The possibility of this elimination is one of the major problems in this essay. Has really formula (2) the same meaning as formula (1)?

About his claim we have questions as follows.

- ① Kawashima acknowledged that model (2) is certainly different from model (1). Since he thought in model (2) I_1 is motivated autonomously (intrinsically), whereas in model (1) I_1 is motivated heteronomously (extrinsically), namely by outer sanction. However, he asserted the social control is properly performed by means of heteronomous motivation, and that autonomous motivation is just moral motivation, but not legal motivation.
 - (a) It seems to me that he has failed in discriminating the autonomous motive from the heteronomous motive clearly and in recognising the central and crucial role played by the autonomous motivation in the social control; the coercion theory of law includes a paradox implicitly.
 - (b) In relation to the motivation by symbols, behaviouristic semiology appears to have a decisive defect.
 - (c) On the other hand, an idea of selfreinforcing behaviour given by N. Komura, a member of Kawashima's group, is not operational enough, contrary to his operationalistic position.
 - (d) In general, further concrete and detailed investigations on the motivation by the law appear to be necessary.
- ② The referent theory of meaning that Kawashima has accepted seems to be insufficient. His semiology lacking in taking the situation of communication into consideration, Kawashima overlooked various functions, especially signal function, of verbal expression other than referential function.
- ③ Kawashima formulated the norm-information in the form " $F \supset D$ " (if F, then D): where, F stands for a factual condition and D for legal consequences. But, this formula is equivalent to " $\overline{D} \supset \overline{F}$ " (if $\overline{D}$, then $\overline{F}$), so that no norm with such a form and content would be

obeyed by anyone.

- ④ Kawashima has failed in distinguishing the normative attribution of D to F from causal attribution.
- ⑤ All these defects in Kawashima's model of social control seem to have resulted from his operationalistic misconception that S. L. will become scientific, if normative, "metaphysical" concepts are cut off from the language of law. It does not appear to us that the elimination of normative terms from the language of S. L. will make S.L. scientific, but that it will rather lead S.L. to absurdity.

In the following chapters I will give more detailed and systematic analyses on these questions.